

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令案 新旧対照表 目次

一、	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）（第一条関係）	1
二、	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）（第二条関係）	3

○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等を含む。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等を含む。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準</p> <p>二〇四（略）</p>

<p>2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の手導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の手導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）（第二
条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一 項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立 大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。以下この条及 び第十八条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園の園長 の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定 こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある 場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連 携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園 を適切に管理及び運営する能力を有する者であつて、前条に規定する資 格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、 又は採用することができる。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等） 第十五条（略）</p> <p>2 法第十六条の届出を行った市町村（市町村が単独で又は他の市町村と 共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）又 は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町</p>	<p>第十三条 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一 項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政 連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者 が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども 園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二 条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当 該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者で あつて、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認める ものを園長として任命し、又は採用することができる。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等） 第十五条（略）</p> <p>2 法第十六条の届出を行った市町村又は法第十七条第一項の認可を受け た者は、前項各号に掲げる事項（市町村にあつては第一号及び第六号に 掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府</p>

村にあつては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。

3
(略)

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出)

第十八条 (略)

(学校教育法施行規則の準用)

第二十六条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

県知事(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。

3
(略)

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出)

第十八条 幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に係る者が連署して、変更前及び変更後の第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

(学校教育法施行規則の準用)

第二十六条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第六十三条	(略)		第二十七条		第二十五条	読み替える 学校教育法 施行規則の 規定	読み替える 読み替えら れる字句
(略)	(略)	(略)	(略)		私立学校	児童等	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	じ。 す 提 前 者 を 含 む。 第 六 十 三 条 に お い て 同 じ。 以 外 の 者 が 設 置 す る 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 （ 就 学 前 の 子 ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 七 項 に 規 定 す る 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 を い う。 以 下 同 じ。 ）	国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。第六十三条において同じ。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児		読み替える 読み替えら れる字句	

		第六十三条	(略)		第二十七条		第二十五条	読み替える 学校教育法 施行規則の 規定	読み替える 読み替えら れる字句
教育委員会	公立小学校	授業	(略)		私立学校	児童等	(略)		
長	も園	教育又は保育	(略)	進 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 七 項 に 規 定 す る 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 を い う。 以 下 同 じ。 ）	国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（第二十八条において「園児」という。）		読み替える 読み替えら れる字句	

(幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則)

第三十一条 法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手續その他の細則については、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。))が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長)が、これを定める。

(幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則)

第三十一条 法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手續その他の細則については、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長)が、これを定める。